

## 東日本大震災 2 周年に当たって

平成 25 年 3 月 11 日 (月)

文化庁長官 近藤誠一

あの衝撃の日から 2 年が経ちました。

この間報道や日常の話題は、表面的には、風評被害対策や将来を見据えての原発の是非、更にその後起こった様々な事件—国際金融問題、隣国との政治問題、アルジェリアやエジプトでの日本人の悲劇など—に拡散していったかに見えます。しかしこれらを論ずるときも、常にあの惨事影が我々の心から離れることはありません。将来にわたってそうあるべきでしょう。

3 月 8 日 (金) に行われた新国立劇場の 3 つの研修所 (オペラ、バレエ、演劇) の修了式でも、「3. 11」が将来の夢に満ちた修了生の心の中で大きな位置を占めていることが明らかになりました。

今なお厳しい状況におかれている数多くの被災者の方々に、この機会に改めて心からのお見舞いを申し上げ、文化庁が与えられた役割を果たす中で、東北復興を最優先していくことを誓います。

被災地の文化財・文化施設の被害対策や、文化芸術面で復興支援を進める上での文化庁の 2 年間の活動実績をまとめましたので、下記のリンクを御参照ください。

(URL)

[http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin\\_kanren/pdf/jisseki\\_130311.pdf](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin_kanren/pdf/jisseki_130311.pdf)

その中で文化庁が特に注意を払っていることのひとつが、埋蔵文化財の調査です。住民の方々の高台移転や、新たなインフラの建築に当たっては、地下に重要な文化財が埋まっていないかを調査することになっています。青森県の三内丸山遺跡のように、工事現場を調査した結果、歴史を塗り替えるような大発見があり得るからです。しかし当然その作業ゆえに復興が不当に遅れることは避けねばなりません。そのために細心の注意を払っています。

調査の義務を弾力化し、民間組織も動員して調査の迅速化を目指しています。また必ずしも十分な体制が整わない自治体のため、専門家や、域外の自治体で経験のある職員を派遣しました。加えて県や市に認可の権限は委譲されており、行政コスト（特に手続き期間）をできるだけ減らすことにしています。

これらは当然のことですが、組織においては常に担当が自分の仕事に誇りと強い責任感を持っていることと、現場の自治体にとって未曾有の経験であり、また人手不足が仇（あだ）となって、復興に遅れが生じる可能性があることを踏まえて、これらの措置を明示的にとることにしました。この結果、例えば松島での指定地区への相当数の移転の許可が進められています。

\*

\*

\*

この2年間では、文化財や文化芸術が復興の過程で持つ力が、様々な形で認識されるようになりました。それにより建築家を含む多くのアーティストが自信を回復し、今でも頻繁に現地に赴いて様々な支援活動をなさっています。断片的報道を超えて、その全容を知ることは不可能ですが、それらの方々の御貢献は心強い限りです。

しかしなお文化芸術の持つ力は、社会に十分広く認識されてはいないように思われます。この機に重複を恐れず、実際に東北に関連して起きたことを中心に、少しまとめてみました。

(イ) まず文化芸術は、人がその感動や祈りなどを表現する重要な手段となります。大震災から2週間たったある日、自粛が続く中で久々に都内でクラシックコンサートを聴きました。オーケストラが真剣に弾くシュスタコービッチの交響曲第5番に対し、2000人の聴衆が文字通り心を一つにしたことを感じました。演奏直前のホールは異様なほど静まり返り、すべての人が、東北の被災者の方々の苦しみを思い、鎮魂の心を捧げているのが手に取るように分かりました。

そして演奏終了後、聴衆の皆さんは涙の陰に、やや安堵したような表情をしていました。誰もが自分はやっとこれで被災者の方々への気持ちを表すことができたと感じていたのでしょう。深いお悔やみとお見舞いの気持ちを持ちながら、到底言葉で表わせないというもどかしさ、現地に行くことはもちろん、何もしてあげられないという疾（やま）しさと悲しさから幾分か解放された安堵

感だったのでしょう。それは募金など様々な支援活動を行う勇気ときっかけを与えたと思います。

被災地外で開かれたチャリティー・イベントの映像や、被災地での様々な音楽や芸術が、国民の気持ちを現地に届けるのに役立ったことも事実です。

(ロ) 次に文化芸術には、人が表現したものに感動し、勇気や希望を取り戻し、対話を促す効果もあります。悲しみや苦しみの状況が一人一人異なる中で、まだ音楽などを聴く気になれぬ隣人に配慮して、じっとこらえていた被災者の方々が、避難所の隅で懐かしい歌を聴いて自分を取り戻し、生きていく力を感じたという報道が数多くありました。

また文化芸術に接することで、それまで口に出して言えなかった思いを人と伝え合うことができるようになったとも聴きます。

(ハ) 文化芸術には、地域の連帯と結束を作り、また取り戻す力もあります。現地の伝統芸能の復活が、避難所に分散していた方々を結び付け、自分を取り戻したという実例も少なくありません。福島県の「相馬野馬追（そうまのまおい）」はその一つです。

(ニ) 文化芸術がもつ経済効果も忘れてはなりません。大震災からわずか3か月余で世界遺産に登録された平泉に、多くの観光客が訪れ、地元の経済を潤したのはその一例です。文化経済研究会の調査によれば、文化関係の出費の生産誘発効果（1単位の需要増加で生産が誘発される単位）は、1.59～1.88で、通常の公共事業の1.53～2.03に比べて遜色ありません。加えて文化の場合は、数字にならない精神面や人間形成面での大きなプラスがあることを考えれば、文化への支出は有益な投資であると考えられるべきでしょう。

(ホ) そして日本人らしい思想、先人の知恵の伝達です。大震災直後の被災者の方々の思いやりにあふれ、秩序だった行動は、学校や家庭で教わったものというより、生活の中で無意識に伝えられてきたものです。

それは村の集会で、長老が話して聞かせたものかも知れません。皆で協力してお祭りをを行うことを通して、各人が規律を持って私欲を抑え、社会全体のためになる役割を果たすことが、ひいては自分のためになり、各人に自信

と生き甲斐を与えることを学んだのかも知れません。

日本の伝統芸能や文化財には、日本人の生きる知恵が表わされています。大津波がどこまで達するかを知らせる「津波石」はその最も分かりやすいものです。東福寺の三門が説く意味は、昨年1月4日の「新年のメッセージ」で触れました。また地域の神楽から能や歌舞伎に至るまで、伝統芸能は日本人が義理と人情、忠と孝の葛藤、自然の猛威にどのように対処してきたかを、あるときは直接的に、あるときは比喩的に表わしています。

苦しいとき、社会に出て未知の問題に遭遇して戸惑ったとき、こうした先人の知恵がいろいろなヒントを与えてくれます。文化財の価値は、単なる歴史的・文化的なものだけではありません。日本人の心のよすが、生きる道しるべとなるのです。時代が変わったようでも、我々は日本人であることに変わりはありません。それは日本の風土と長い歴史の中で作られたものだからです。国費を使って文化財を保護し、修理・復旧するのはこうした意味があるのです。

日頃様々な文化芸術に親しむことで、上記（イ）から（ホ）に至る、生きるためのいろいろな力を得ることができます。

\*

\*

\*

このコメントを締めくくるに当たり、文化芸術面で被災地の復興のために様々な御貢献を頂いた方々に、心より御礼を申し上げます。特に文化庁が関係団体に呼びかけを行い開始された「文化財レスキュー事業」、「文化財ドクター派遣事業」、多岐にわたる文化財の修理・復旧事業、更には「文化芸術による復興推進コンソーシアム」の諸活動に、様々な形で御支援を頂いた大学・研究所・NPOの方々、浄財を寄附の形で御提供いただいた国内外の個人や団体などの御支援なしには、これらの結果を挙げることはできなかつたでしょう。

本日（3月11日）は、昨年同様国立劇場において政府主催追悼式が行われたほか、全国で様々な追悼行事やチャリティー・イベントが開かれております（文化庁においても、霞テラスにおいて、文化政策部会の提言の配布や、現地での文



化財救出・補修，文化芸術による復興推進コンソーシアムの活動を紹介するパネルやブースの展示を行っております。

これらは，息の長い支援を必要とする被災者の方々に少しでもお役に立とうという，皆さんの温かいお気持ちの表れであり，心から敬意を表します。

これからも気を抜くことなく，東北の復興と日本の再生に力を合わせていきましょう。

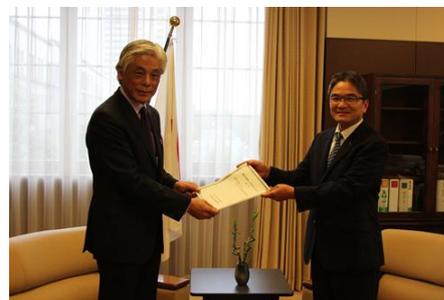
(了)

## 東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応 ＜＜文化庁のこれまでの取組＞＞

### 1. 文化審議会文化政策部会からの提言

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」のフォローアップの一環として、東日本大震災からの創造的復興の在り方に関する集中審議やヒアリングを実施し、文化審議会文化政策部会からの提言「最近の情勢と今後の文化政策」としてとりまとめた。

（平成24年9月28日文化審議会文化政策部会）



宮田部会長から近藤長官へ提言を手交

#### 【提言内容】・・・参考1参照

##### （1）被災地への支援に関する事項

- ・地域に根差した芸術団体等の育成
- ・現場のニーズと芸術家等とのマッチングを図るためのコーディネーター的役割を担う人材の育成と登用
- ・小中学校への芸術家等の派遣、被災地の自治体が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援強化

等

##### （2）日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

- ・文化財レスキュー事業等で構築された人的ネットワークの活用
- ・大学等における専門人材の養成
- ・文化芸術の振興に係る諸課題への大学等の参画

等

#### 文化審議会文化政策部会での東日本大震災集中ヒアリングの対象の方

- 赤坂 憲雄 氏（福島県立博物館長、東日本大震災復興構想会議委員）  
 赤沼 英男 氏（岩手県立博物館学芸第二課長）  
 伊東 豊雄 氏（建築家、建築設計事務所代表）  
 大石 時雄 氏（いわき芸術文化交流館アリオス支配人）  
 大澤 隆夫 氏（仙台フィルハーモニー管弦楽団参与）  
 神山 梓 氏（東北大学大学院農学研究科博士課程3年、女川町役場勤務）  
 亀井 伸雄 氏（東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会委員長、東京文化財研究所長）  
 島田 誠 氏（神戸文化支援基金理事長、アーツエイド東北・評議員）  
 田澤 祐一 氏（日本芸能実演家団体協議会常務理事）（※）
- ※ 田澤氏は、関伊佐央・実演芸術振興事業部長と2人で発表
- 平田オリザ氏（劇作家、演出家）  
 宮島 達男 氏（東北芸術工科大学副学長・東北復興支援機構）  
 村上 裕道 氏（兵庫県教育委員会文化財課長）  
 八巻 寿文氏（仙台演劇工房10-BOX 2代目工房長）

## 2. これまでの対応

### (1) 被災した文化財等に関する対応

#### ①文化財被害状況調査

- 各教育委員会からの要請に基づき、文化庁の文化財調査官を派遣。被災した文化財の状況把握、修理・復旧等について指導・助言を実施。
- これまでの調査件数：250件（9県）（※平成23年8月10日で終了。）

#### ②文化財レスキュー事業

- 被災した文化財のうち美術工芸品等（動産）を緊急に保全するため、それらの救出、応急措置、博物館等における一時保管を実施。
- 宮城県（石巻文化センター、歌津魚竜館等）や岩手県（陸前高田市立博物館等）、福島県（須賀川市歴史民俗資料館、双葉町歴史民俗資料館等）、茨城県（大洗文化センター等）において、レスキュー活動を実施。
- これまで延べ6,760人が参加。  
（平成25年2月末現在）



日光輪王寺慈眼堂廟塔の復旧工事  
(財団法人日光社寺文化財保存会提供)



美術工芸品等の応急措置の様子

#### ③文化財ドクター派遣事業

- 被災した文化財のうち建造物を対象に、現地に調査員（文化財ドクター）を派遣し、建造物の被災状況の調査、応急措置及び復旧に向けての専門的な技術的支援等を実施。
- これまで11県198市町村に調査員（延べ519人）を派遣。  
（平成25年2月末現在）

#### ④被災文化財の修理・復旧

- 被災した国指定等文化財について、国宝重要文化財等保存整備費補助金により修理・復旧すべく、平成23年度当初予算及び第3次補正予算（32億円）に続き、平成24年度予算においても19億円を計上し、補助を実施。  
（平成25年度予定額：17億円）

## ⑤被災ミュージアム再興事業

- 東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、復興に向けた各種事業や被災した館の資料を活用した展覧会の実施等に必要な経費を支援。

(平成24年度：5.1億円、平成25年度予定額：3.8億円)

## ⑥被災宗教法人に対する指定寄附金制度

- 被災した宗教法人の建物等の復旧のため指定寄附金制度（指定寄附金として指定されると、寄附者は、所得税又は法人税の優遇措置を受けることができる。）を運用し、被災した宗教法人の建物等の復旧を間接的に支援。

(平成24年度の件数：3件（大震災後からの累計：7件）)

## (2) 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する対応

- 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、従前の調査等によって知見がある場合は原則試掘・確認調査を不要とするなど発掘調査に関する取扱いの弾力化を関係教育委員会に通知

(平成23年4月28日付け・平成25年2月18日付け文化庁次長通知)

- 発掘調査期間を厳守し、限られた期間の中で発掘調査を完遂できるよう、発掘調査の弾力的な運用に努めること、民間調査組織の適切な導入も含めて調査体制の充実を図り、迅速な実施に努めること等について関係教育委員会に通知

(平成24年4月17日付け文化庁次長通知)

- 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査については、「東日本大震災復興交付金」の基幹事業に含まれており、財政負担の軽減が図られた。

- 震災復興に係る迅速な埋蔵文化財発掘調査に対応するため、文化庁より全国の都道府県等教育委員会に協力を要請し、全国の埋蔵文化財専門職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣（平成24年4月から20名派遣、10月から12名を追加派遣）。平成25年度以降の派遣についても、被災地からの要望と復興事業の進捗状況を鑑み、引き続き派遣予定（平成25年4月から60名程度（財団法人職員含む））。

- 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、被災県教育委員会間の情報の交換と共有を行うため、定期的に3県1市（岩手・宮城・福島・仙台）の会議を開催

(平成25年2月末現在、計14回実施。オブザーバー：兵庫県教育委員会、奈良文化財研究所、復興庁各復興局等)。

### (3) 特別名勝松島に関する対応

- 震災復興に伴う保存管理の在り方については、管理団体である宮城県が設置し、関係市町及び文化庁が参加する検討会で検討を行い、平成24年1月25日に最終報告がとりまとめられた。本最終報告を踏まえて、個々の現状変更の案件について対応。

### (4) 文化施設の復旧に関する対応

- 平成23年度第1次補正予算及び第3次補正予算で措置された公立社会教育施設災害復旧費補助金により、東日本大震災によって被災した公立文化施設の復旧を行った（第1次補正予算：87億円の内数、第3次補正予算：329億円の内数）  
平成24年度においても引き続き実施した。
- 現在、災害復旧事業に係る現地調査を実施し、公立文化施設の復旧のための事業計画を確認。  
【申請予定件数119件のうち、107件が確認済。（平成25年2月20日現在）】

### (5) 子どもの文化芸術体験の充実（次代を担う子どもの文化芸術体験事業（派遣事業））

- 子どもたちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資するため、東日本大震災復興支援対応として、被災地の学校、避難所の子どもたちに、文化芸術活動を提供する事業を実施。
- 事業実施主体となる被災地の県及び政令指定都市の実行委員会（被災自治体、文化芸術関係団体等で組織）において実施希望校等の募集を行い、平成23年9月より芸術家を派遣。平成24年度も引き続き岩手県、宮城県、福島県、仙台市において事業を実施。  
（平成24年度実績：344件、大震災後からの累計：803件）



ピアノ、ヴァイオリンとクラリネットの三重奏に聴き入る小学生（福島県福島市）

## (6) 文化芸術による復興推進コンソーシアム

- 行政機関、芸術家、芸術団体、文化施設、企業、助成財団等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開する、「文化芸術による復興推進コンソーシアム」（事務局：社団法人全国公立文化施設協会）を平成24年5月に設立。本コンソーシアムにおいて、文化芸術による復興推進に関し、人的・組織的ネットワークの形成や情報収集、調査研究等を実施。

（復興推進員：24名）



復興推進員連絡会議（岩手県）

## 最近の情勢と今後の文化政策（提言）【概要】

～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～

（平成24年9月28日文化審議会文化政策部会）

### 1. 文化芸術を取り巻く最近の状況等

これまで、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」に基づいて文化芸術を振興

＜最近の状況＞

- （1）東日本大震災の被災地への持続的支援の必要性
- （2）劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の成立

### 2. 最近の状況下での文化芸術に対する新たな期待と課題

（1）被災地への支援に関する事項

- ・被災地のニーズと芸術家が提供するものとのミスマッチ
- ・被災文化財等の救援に関する長期的支援の必要性 等

（2）日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

- ・文化施設への社会包摂的な機能への期待
- ・文化施設が震災時に幅広い機能を果たし得る施設であることの再認識
- ・大規模災害時における指定管理者制度の下での柔軟な支援の限界 等

### 3. 文化芸術の振興のための提言

（1）被災地への支援に関する事項

- ・地域に根差した芸術団体等の育成
- ・現場のニーズと芸術家等とのマッチングを図るためのコーディネーター的役割を担う人材の育成と登用
- ・小中学校への芸術家等の派遣、被災地の自治体が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援強化 等

（2）日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

- ・文化財レスキュー事業等で構築された人的ネットワークの活用
- ・文化財を優先度に応じて救済するための平時からの体制整備
- ・大学等における専門人材の養成
- ・文化芸術の振興に係る諸課題への大学等の参画 等

## 文化政策部会提言（9/28）に対応する平成25年度予算案等

（単位：百万円）

9月28日・提言事項	対応方針・関連施策	平成25年度予算案額	平成24年度予算額
小・中学校への芸術家等の派遣、被災自治体が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援	○次代を担う子どもの文化芸術体験事業 （小中学校等において、一流の文化芸術団体による舞台芸術公演、又は個人の芸術家等による講演、実技指導等を実施。）	4,784	4,502
	○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ （地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を促進するため、地方公共団体が企画する文化芸術関係事業を支援。）	2,936	3,215
被災地における「アーティスト・イン・レジデンス」機能を高める施策の展開	○文化芸術の海外発信拠点形成事業 （被災地におけるアーティスト・イン・レジデンスの取組を積極的に支援し、国際文化交流の促進、コミュニティの再生に寄与するとともに、滞在する芸術家を通じた日本復興のメッセージの発信につなげる。）	177 の内数	—
日本の文化芸術の力を海外へ広報し、復興の姿を発信	○文化芸術の海外発信拠点形成事業【再掲】	177 の内数	—
	○文化広報力強化調査事業 （日本が有する文化の魅力を国内外に発信する広報力の強化のための方策を検討する調査研究を行う。）	46 の内数	—
文化芸術の力を活用した復興教育への支援	○復興教育支援事業 （被災地における多様な主体による文化芸術の力等を活用した特色ある教育の取組等の成果を普及する。）	95	55
文化施設が、地域の文化活動の拠点、文化芸術に関する情報発信の拠点として本来の役割を果たしていくことが重要	○劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信等への支援 （劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や実演芸術の専門的人材の養成、実演芸術の普及啓発活動等を総合的に支援することにより、文化芸術拠点としての活性化等を推進。）	3,003	1,474

9月28日・提言事項	対応方針・関連施策	平成25年度予算案額	平成24年度予算額
「地域のたから」である有形・無形の文化財の修理・復旧、防災機能の強化、継承等や、美術館・博物館等における取組への支援	○国宝重要文化財等保存整備費補助金 (国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助。)	27,216	22,745
	○被災ミュージアム再興事業 (東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、復興に向けた各種事業や館の資料を活用した展覧会の実施等に必要な経費を支援。)	381	507
地域の文化財の保存・活用を支える人材の確保 (ex. ヘリテージマネージャー養成)	○「文化遺産を活かした地域活性化事業」におけるメニューを活用 (同事業は我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した伝統行事・伝統芸能の公開、後継者育成、古典に親しむ活動への支援や、子どもたちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援することで文化振興とともに地域活性化を推進する事業である。)	3,384 の内数	—
	○「大学を活用した文化芸術推進事業」のメニューを活用 (同事業は、芸術系大学等の有する様々な資源を積極的に活用しアートマネジメント人材を養成するため、公演、展示等の開催も含めた実践的なカリキュラムを開発・実施する事業を支援するものである。)	450 の内数	—
大学等も、専門的な能力を有する人材の養成に貢献することが重要。大学等という新たなリソースに着目し、文化政策の実施に大学等の組織的な参加を促進	○大学を活用した文化芸術推進事業【再掲】 	450	—

9月28日・提言事項	対応方針・関連施策	平成25年度 予算案額	平成24年度 予算案額
地域における文化の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、海外への発信、地域の活性化を図る取組を促進	○創造都市ネットワークの推進  (地域に根ざした文化芸術を様々な分野(教育、福祉、観光・産業等)に活かし、国内外に発信する創造都市ネットワークの取組への支援を行う。)	11	34
	○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ【再掲】	2,936	3,215
	○文化財建造物等を活用した地域活性化事業【新規】  (重要文化財等建造物、伝統的建造物群などの地域の「たから」を公開活用し、魅力ある地域づくりを推進する取組への支援事業を創設するとともに、安心・安全の観点から伝統的建造物群の防災対策を支援する。)	1,700	5,812 の内数
	○地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業【新規】  (史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活かした振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせ魅力ある地域づくりを支援する。)	3,200	
	○地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業【新規】  (美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援。)	1,010	
	○文化遺産を活かした地域活性化事業【新規】	3,384	
文化を各人の日常生活の一部と位置付けられるよう、文化の力に関する認識を普及	○文化広報力強化調査事業【再掲】	46 の内数	—

## 1. 国指定等文化財の被害状況

○被害件数：744件（1都18県）

【内訳】

国宝	重要文化財	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物群保存地区	重要有形民俗文化財	その他(機関伊等)	小計
5	160	6	90	5	17	16	6	4	445	754

※重複指定があるため、合計は一致しない。

○被害を受けた主な文化財

- ・国 宝：瑞巖寺庫裏及び廊下（宮城県）（漆喰壁に一部崩落・亀裂）
- ・国 宝：阿弥陀堂（福島県）（扉周りに軽微な破損）
- ・特別名勝：松島（宮城県）（各所で地震及び津波による被害）
- ・特別名勝・特別史跡：毛越寺庭園（岩手県）（庭園に配置している立石の傾斜）
- ・特別史跡：江戸城（東京都）（石垣等一部崩落）

## 2. 文化会館等の被害状況

○被害のあった施設：278施設（1都15県）

【内訳】

青森県（3施設）	岩手県（19施設）	宮城県（36施設）	秋田県（2施設）
山形県（11施設）	福島県（40施設）	茨城県（35施設）	栃木県（22施設）
群馬県（4施設）	埼玉県（35施設）	東京都（20施設）	千葉県（27施設）
神奈川県（11施設）	新潟県（7施設）	長野県（1施設）	静岡県（5施設）

○主な被害

- ・ホール天井の落下・破損
- ・舞台設備の破損
- ・壁、ガラスの破損
- ・給配水管等の破損 等

## 3. 公演等への影響

東日本大震災の影響により、公演や展覧会等にも中止や延期等が生じた。

### (1) 公演の中止・延期

- ・社会状況から判断しての自粛
- ・会場の損傷
- ・交通機関の十分な確保が困難
- ・海外アーティストの来日中止 等

### (2) 展覧会の中止・延期等

- ・広島県立美術館「印象派の誕生」展
- ・山梨県立美術館「モーリス・ドニ展」
- ・豊田市美術館「ジョルジョ・モランディ展」
- ・三井記念美術館「北斎展」
- ・横浜美術館「プーシキン美術館展」
- ・東京国立博物館 特別展「写楽」
- ・損保ジャパン東郷青児美術館「アルプスの画家 セガンティーニ 一光と山一展」
- ・東京富士美術館「地上の天宮 北京・故宮博物院展」
- ・群馬県立近代美術館「皇帝の愛したガラス展」
- ・福島県立美術館「ベン・シャーン展」等